

平成28年度
札幌市保健所運営協議会

議 事 録

日 時：平成28年9月12日（月）午後6時30分開会
場 所：WEST 19 2階 大会議室

1. 開 会

○事務局（江連健康企画課長） 皆様、今日は、お忙しいところを大変ありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまより、平成28年度札幌市保健所運営協議会を開催いたします。

私は、本協議会で事務局を務めさせていただいております保健所健康企画課長の江連と申します。本日、議事に入る前まで進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本協議会ですが、公開で開催することとなっております、そのために傍聴席を設けております。議事録を札幌市の公式ホームページ上で公開することともしさせていただきます。あらかじめご了承くださいませよう、よろしくお願いいたします。

昨年の協議会におきまして委員改選を終えておりますけれども、退任により新しい委員を5名お迎えすることになりました。

新任委員の皆様につきましては、後ほどご紹介をさせていただきます。

新任で委員就任をご承諾いただきました皆様には、本日、机の上に委嘱状をお配りさせていただいております。本来であれば、交付式という形で手交させていただくところではございますが、略式での交付となりますことをご了承いただきたいと存じます。

なお、委嘱状の日付につきましては、任期の開始日であります平成28年8月1日付とさせていただきます。

初めに、本日の出席状況をご報告いたします。

今日は、札幌市民生委員児童委員協議会理事の濱田繁光様から、所用により欠席する旨のご連絡をいただいております。

本協議会は、委員14名中13名の出席となり、出席者が過半数を超えておりますので、札幌市保健所運営協議会条例第5条の規定によりまして、本日の会議は成立していることをご報告申し上げます。

次に、お配りしております資料の確認をさせていただきますと存じます。

皆様から見まして、左側に上から次第、委員名簿、座席図、札幌市保健所運営協議会条例、そして、平成28年度事業概要をお配りしております。

右側には、各議題の説明資料として、パワーポイントのスライド等のコピー、カラーで印刷されているものを6部お配りしております。

そのほかに、1枚物のチラシで、札幌市産後ケア事業のご案内というピンク色のチラシも添えてございます。

資料はおそろいでございましょうか。

2. 保健福祉局医務監挨拶

○事務局（江連健康企画課長） それでは、開催に当たりまして、札幌市保健福祉局医務

監の館石より、ご挨拶を申し上げます。

○館石保健福祉局医務監 皆様、こんばんは。

委員の皆様には、何かとお忙しいところ、また、1日のお仕事を終えてお疲れのところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

開会に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げたいと思います。

皆様には、日ごろから、札幌市の保健福祉行政をはじめとする市政全般にわたりまして、いろいろな形でご支援、ご協力をいただいておりますことに、この場を借りて厚くお礼を申し上げます。

この協議会は、札幌市の地域保健、保健所の運営に関して幅広くご審議をいただくために条例に基づいて設置している札幌市の附属機関でございます。今年度は、平成28年度における札幌市保健所の主要な事業の中から5項目を取り上げまして、後ほど、皆様に各担当部長からご報告をさせていただきます。

また、今日はもう一つ重要な事項がございまして、当協議会においてご審議をいただき平成24年3月に策定をした札幌市医療計画の次の期間の計画となります、今は仮称ですが、さっぽろ未来医療プランの策定について正式に諮問をさせていただき予定としてございます。

後ほど、この点についても詳しく説明させていただきますけれども、今日の議題につきましては、皆様から忌憚のないご意見をいただいて、保健所のよりよい運営に生かしていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ですが、開会のご挨拶にかえさせていただきます。

3. 委員紹介

○事務局（江連健康企画課長） それでは、お手元の次第に従いまして進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

初めに、新任委員の皆様をご紹介します。

私から皆様をご紹介しますので、恐れ入りますけれども、その場でご起立をお願いいたします。

公益社団法人北海道看護協会会長の上田順子様でございます。

札幌市PTA協議会副会長の桑原由美子様でございます。

連合北海道札幌地区連合会副会長の鈴木彰様でございます。

北海道生活衛生同業組合連合会札幌支部長の長谷洋平様でございます。

一般社団法人札幌薬剤師会会長の柳瀬義博様でございます。

4. 保健所職員紹介

○事務局（江連健康企画課長） 続きまして、保健所の職員をご紹介します。

改めまして、保健福祉局医務監の館石でございます。

健康企画担当部長の川上でございます。

母子保健・歯科保健担当部長の請井でございます。

医療政策担当部長の鈴木でございます。

医療担当部長の田森でございます。

食の安全担当部長の細海でございます。

生活衛生担当部長の石田でございます。

本日は、このほか、保健所の各課長が出席させていただいております。

それでは、議事に移りたいと存じますが、ここで、マイクの使用方法について、ご説明をさせていただきたいと思っております。

ご発言をいただく際は、机の前方にございますマイクのボタンを押していただき、発言が終わりましたら再びボタンを押してスイッチをお切りいただくようお願いいたします。スイッチが入っている間はランプから緑色に点灯いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事の進行につきましては、松家委員長をお願いしたいと思います。

松家委員長、よろしくお願いいたします。

5. 議 事

○松家委員長 それでは、議事に入らせていただきます。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の次第に従いまして、（１）平成２８年度における札幌市保健所の主要事業について、各担当部長から説明をお願いいたします。

また、質疑応答においては、一通りの説明が終わってからいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、早速、説明をお願いいたします。

○事務局（川上健康企画担当部長） それでは、初めに、（仮称）札幌市がん対策推進プランの策定についてご説明いたします。

がんは、昭和５６年から札幌市民の死因の第１位でございまして、およそ３人に１人ががんによって亡くなるなど、市民の生命と健康にとって大変重大な問題となっております。

札幌市では、健康づくり基本計画健康さっぽろ２１の中で、がんによる死亡率の減少も目標として掲げておりますが、その目標を達成するためには、今後、総合的ながん対策に取り組む必要があるという考えから、今年度中にがん対策推進計画を策定することとして、現在、その作業を進めているところでございます。

皆様にご覧いただいているスライドですけれども、この策定作業に当たりましては、まず、昨年、札幌市健康づくり推進協議会の中にがん対策部会を設置いたしました。

この部会は、有識者やがん医療にかかわる専門家、そして、市民の代表者など１４人の委員で構成いたしまして、昨年１０月から今年の３月まで半年間に渡り、計４回の議論を

経まして、がん対策のあり方に関する提言書をまとめていただいたところでございます。

スライドの2番目ですけれども、次に、部会からの提言書の内容でございます。

まず、左側の全体目標といたしましては、がんによる死亡者の減少、全てのがん患者とその家族の苦痛の軽減と療養生活の質の維持、向上、そして、がんになっても安心して暮らせる社会の構築の三つの目標を掲げております。

次に、右側の分野別施策ですが、大きく五つの柱で構成されております。

まず、上から順番に一つ目は、肝炎ウイルスや胃がんの原因になるピロリ菌といった感染に起因するがんへの対策、それから、たばこ対策などを含めまして、がん予防でございます。二つ目は、がん検診受診率の向上などの早期発見、早期治療です。三つ目は、相談支援体制の充実や働く世代のがん患者への支援などがん患者及びその家族への支援でございます。上の三つは特に重要であることから、重点施策と位置づけられております。

そして、四つ目は、がんに関する正しい知識の普及啓発、最後の五つ目は、小・中学校などの教育機関におけるがん教育の普及推進となっております。

スライドの3番目ですけれども、プランの策定スケジュールです。

今年の4月に札幌市に提言書が手交された後、現在、その内容を踏まえまして、計画素案の策定作業を進めているところでございます。今後は、11月までに市の関係部局と協議、調整を行った上で、12月の第4回の定例市議会で素案の内容を報告する予定でございます。その後、来年1月から2月にかけて素案を公表いたしまして、市民の皆様からご意見をいただき、3月に最終案を固めた上で計画を正式に発表する予定でございます。

がん対策推進プランにつきましては、以上でございます。

○事務局（請井母子保健・歯科保健担当部長） 母子保健・歯科保健担当部長の請井でございます。

私からは、この9月に開始いたしました産後ケア事業について、ご説明を申し上げます。

このスライドは、産後ケアについてイメージをまとめたものでございます。

産後ケアとは、一言で申しますと、産後の女性を包括的に支援することを指しますけれども、出産後、妊娠、あるいは出産によって変化した体が妊娠前の状態に戻るまでの期間、あるいは、出産後、ホルモンのバランスの変化に伴って精神的に不安定な時期が産後と言われております。

この時期の女性に対しまして、心身を癒やし、親子の愛着形成や親としての自立を促す、または、その支援を行うこととしております。

札幌市産後ケア事業の目的でございますけれども、先ほど申し上げましたようなことから、出産後に心身の不調または育児不安があるなど、育児支援を必要とする産婦を対象としまして、心身の休養の機会を提供し、体調の回復を図るとともに、母子の健康管理や育児に関する助言、指導を行いまして、育児力を高め、不適切な養育や児童虐待に発展することを防止することを目的としておるところでございます。

事業の対象者としましては、具体的には、札幌市に住所を有する生後4カ月未満の乳児

を持つ産婦であって、家族などから十分な家事あるいは育児等の援助が受けられない産婦であることを前提条件としまして、さらに産後に心身の不調がある、または、育児不安等があるといった要件、そのほかに特に支援が必要であると認められる方を事業の対象者としております。

事業の具体的な内容でございます。事業を始める前から独自に産後ケアの実績のある助産所6カ所の空きベッドを活用しまして、宿泊または日帰りで産婦に休養の機会を提供するとともに、母子の健康管理や育児に関する助言、指導を行うという内容になっております。

スライドの左下の写真は、事業を委託しております助産所の外観でございます。ぱっと見ますと普通の一軒家と区別がつかないものでございます。いわゆる医療機関のベッドではなく、より自宅の生活に近いところで休養をとっていただくという特徴がございます。

真ん中に居室の状況も映っていますが、このような家庭的な雰囲気があります。

右側には、授乳指導をしている場面を載せさせていただいております。

この事業の利用日数でございますけれども、宿泊型は1泊2日、もしくは2泊3日、日帰り型は、通算して4日間まで、合計して、原則4日間としておりますけれども、対象となる方の状況等によりましては7日まで延長することができるとしておるところでございます。

下に、利用の例として幾つかのパターンを載せております。

①は、宿泊型のみでの利用で、1泊2日ということになります。

②は、日帰り型のみでの利用で、これは通算でございますので、連続して4日でなくても、日帰り型で4回を一つの原則の上限としておるところでございます。

③は、宿泊型と日帰り型の組み合わせも可能であるということです。

④は、原則4日間ですが、宿泊型と日帰り型を組み合わせるとこのような形で提供ができるということでございます。

このスライドでは、利用していただいた方の自己負担額をまとめてございますけれども、ご覧のように、世帯の所得状況によって額を設定しております。

また、ここにはございませんが、双子など多胎児の場合は追加料金をいただくということです。これは、食費の関係がございますので、いただくことになっております。

詳しい額につきましては、スライドにお示ししてございます。

事業費につきましては、今年度はおよそ600万円を計上しております。

このスライドの上にある看板は、委託をしております6カ所の助産所の玄関に札幌市から事業の委託を受けているということで掲げていただくもので、温かみが出るように、道産木材を使用いたしました。

下に小さく映っておりますものは、お手元に資料としてお配りしておりますピンク色の案内用のチラシです。このチラシにつきましては、8月から各助産所、保健センターの窓口または産科の医療機関で配布をさせていただいております。

昨年の本協議会でもご説明をさせていただいておりますが、妊娠中の支援の充実を図るため、昨年9月から初妊婦の訪問事業を開始しております。今年度は、産後ケア事業を開始し、産後の支援の充実を図ってきているところでございます。今後も、妊娠期から切れ目ない支援の実施に取り組んでまいりたいと考えておりますので、事業の実施に当たりましてご協力いただきますようお願いいたします。産後ケア事業についてのご報告を終わらせていただきます。

続きまして、(仮称)札幌市生涯歯科口腔保健推進計画についてご報告をさせていただきます。

歯科口腔保健の推進につきましては、健康さっぽろ21、市民の健康づくり基本計画の中に、基本要素として歯と口腔の健康ということで置いております。

国が平成23年に歯科口腔保健の推進に関する法律を制定しまして、翌年には、この推進についての具体的な基本的事項を示したところでございます。

この中で、今後、地方自治体も歯科口腔保健にさらに取り組むこととしておりまして、札幌市としましては、歯科口腔保健の推進についての計画を定めていこうというところでございます。

このため、札幌市健康づくり推進協議会に歯科口腔保健部会を昨年10月に設置しました。部会の目的としましては、(仮称)札幌市生涯歯科口腔保健推進計画について検討し、提言をまとめるということでございます。

部会の委員は13名で構成しております。今年度の2月から6月までに4回の部会を開催しまして、7月に提言をまとめていただいたところでございます。

次に、提言の概要についてご説明させていただきます。

まず、計画の基本理念として、8020運動推進のまち・笑顔のまち さっぽろということで、子どもから高齢者まで誰もが歯と口の健康を保ち、いきいきと暮らせるよう8020運動を推進しますというのを基本理念としております。

この意味ですが、歯と口の健康は子どもから高齢者まで全てのライフステージで質の高い健康的な生活を送るために重要な要素であること、また、食事や会話を楽しむためにも欠くことができないということで、今後、札幌市が8020運動を推進し、市民が笑顔で生き生きと暮らすまちを目指すことを期待するというところでございます。

次に、この対策を進めるための具体的な取り組みとして、二つの重点取り組みと三つの基本取り組みの提言をいただいたところでございます。

重点取り組みとしましては、2点、かかりつけ歯科医を持つ人を増やします、むし歯や歯肉炎のない子どもを増やしますということでございますけれども、かかりつけ歯科医を持つ人を増やしますにつきましては、かかりつけ歯科医の役割は、治療だけではなく、定期的な歯科健診や口腔ケアを継続して受けられることであるということです。また、近年、かかりつけ歯科医を持つ人は自立した豊かな生活を送っているといった報告もあることから、8020運動を進める上で重要な取り組みであるということでございました。また、

むし歯や歯肉炎のない子どもを増やしますということですが、これは、ライフステージの乳幼児期と学童期に対応する部分でございます、この時期が8020運動の入り口であること、また、生涯にわたる歯と口の健康づくりの基礎となる時期ということで、重点取り組みとしております。

次に、基本取り組みの3点でございますけれども、これは妊娠期も含みますが、成人期の取り組みとしては、むし歯や歯周病のある人を減らしますということです。また、高齢期につきましては、高齢になっても自分の歯を有する人を増やします、高齢になっても食べる力、これは咀嚼嚥下機能を指しますが、これが良好な人を増やしますということです。食べ物を噛む、飲み込む機能を食べる力として表現をさせていただきます。高齢期は、この食べる力を維持することが大切であり、口腔ケアの重要性について普及啓発を強化することが提言の中で求められております。

基本取り組みの3点目の歯と口の健康づくりを推進するための環境整備でございますけれども、現在、医科と歯科との連携、あるいは、在宅で療養されている方が適切な歯科治療や口腔ケアが受けられるように、地域歯科医療と介護との連携の必要性が求められているというような現状を踏まえまして、札幌市においても連携を図るための具体的な検討が求められているところでございます。

また、計画策定の留意点といたしましては、普及啓発の進め方、計画の評価、進行管理についても提言をいただいたところでございます。

今後の予定でございますけれども、提言書につきましては、今年の8月3日に歯科口腔保健部会の高橋部会長から市長に手交をいただいたところでございます。現在、素案の策定作業をしている最中でございます、これはがん対策推進プランと同様に、12月の第4回定例市議会に報告をした後、年明けにパブリックコメントを実施しまして、平成29年、来年3月の公表の運びということで、今、進めているところでございます。

もう一点、補足でございますけれども、昨年の本協議会におきまして、歯周病検診の対象の方に受診券の個別通知を始めるということでご報告をいたしました。その結果、平成27年度の受診者は2,043名と、前年と比べまして約3.2倍増加いたしました、受診率も1.9%ということで、個別通知を行った結果が着実にできていることも申し添えまして、私の報告とさせていただきます。

○事務局（鈴木医療政策担当部長） 医療政策担当部長の鈴木でございます。

私から、救急安心センターさっぽろの外国語対応についてご報告いたします。

札幌市では、平成25年10月に、急な病気やけがの際、救急車を呼んだほうがよいか、病院を受診したほうがよいか迷った際に相談できる相談窓口、救急安心センターさっぽろを開設しました。

救急安心センターでは、24時間365日相談を受け付け、救急医療相談については看護師が対応しております。

対応言語はこれまで日本語だけでしたが、近年の外国人観光客の急増を踏まえ、本年1

0月1日から英語、中国語、韓国語、タイ語、マレー語、ロシア語にも対応できるようにいたします。

これらの言語は、新千歳空港に直行便がある国の言語となっておりますので、ほとんどの外国人観光客に対応できるものと考えております。

外国人から救急安心センターに電話が来た場合の対応方法について、ご説明いたします。

まず、救急安心センターの受付員または看護師が電話を受け、外国人であった場合には通訳者と電話をつなぎます。通訳者は救急安心センターに常駐しておりませんが、遠隔地で電話を受け、利用者、看護師、通訳者の3者で通話を行います。3人が同時に会話を聞くことができる状態となっておりますので、スムーズに会話することができます。

その後は、日本人の利用者と同じように、看護師が緊急度を判定し、利用者に伝えるという流れになります。

次に、救急安心センターで外国人利用者に医療機関を案内する場合についてご説明いたします。

平日の日中につきましては、外国語に対応できる医療機関も多く、あまり問題となりませんが、夜間、休日については、対応が困難な場合もあると考えられます。

そこで、札幌市は、札幌東徳洲会病院と外国人患者の受け入れについての協定を締結し、夜間、休日の外国人患者については、同病院に受け入れをお願いしたところでございます。

この協定は、本年10月1日から有効となっており、市内医療機関には、今月中に周知する予定としております。

最後に産婦人科救急相談電話についても変更となる点がございます。

産婦人科救急相談電話については、こちらのWEST19の1階に事務室を置いておりましたが、本年10月1日から救急安心センターがある札幌市消防局内に移転いたします。

これにより、救急安心センターと連携をとりやすくなり、また、外国語対応も可能となることから、市民サービスも向上するものと考えております。

あわせて、これまで空白の時間帯となっていた午前7時から9時についても対応することとし、相談受け付け時間を午後7時から翌午前9時までといたします。

業務内容や電話番号につきましては、これまでと変わりません。

救急安心センターさっぽろの外国語対応については以上でございます。

○事務局（石田生活衛生担当部長） 生活衛生担当部長の石田でございます。

私から、札幌市動物の愛護及び管理に関する条例についてご説明いたします。

本条例につきましては、これまで、保健所運営協議会の委員の皆様を初め、専門部会で合計8回にわたって、ご議論いただきました。

パブリックコメントの実施、検察庁との協議会などを踏まえまして、平成28年第1回定例会市議会で可決されまして、平成28年3月30日付で交付したところとなっております。

本条例の制定に当たりましては、札幌市保健所運営協議会の皆様には、大変お世話にな

りました。この場をお借りしまして御礼を申し上げます。

改めまして、今回の条例制定の背景からご説明いたします。

大幅改正されました動物愛護管理法が平成25年9月に施行となりまして、さらなる動物愛護の推進が求められておりました。

また、これまで、犬については、現行の札幌市畜犬取締り及び野犬掃とう条例で規定しておりましたが、近年の状況に応じた規定を加える必要が生じておりました。

また、猫については、動物愛護管理法や北海道条例には飼い主のいない猫に関わる規定がないといった課題も生じておりました。

そこで、法律の大幅な改正を受け、現在の札幌市の実情に合った条例を制定することとしたものでございます。

条例のポイントでございますが、市民が動物に愛情を持って接することや健康や安全など動物の福祉向上について考え、マナーを守って飼うことの重要性にポイントを置いております。

なお、動物愛護管理の条例において、動物の福祉向上を掲げたのは、札幌市が全国で初めてとなっております。

条例の詳しい内容につきましては、お手元に配付いたしました条例本文やパンフレットをご参考にしていただければと思います。

その中に書いております主な内容をご紹介します。

本条例では、猫を外に出す場合は、首輪や名札をつけて飼い主がわかるようにすること、犬と猫合わせて10頭以上飼うときは市に届出を行うこと、人に危害を加えるおそれがある特定犬を飼うときは、必ず、鎖や綱でつないで、飼い主以外の人近づけないようにすることです。今のことにつきましては、2014年に白老町の浜辺で主婦が土佐犬に襲われて死亡したという事案があったり、また、札幌市内でも昨年路上で大型犬が小型犬を死傷させるといったような事件を踏まえて、対応したものでございます。

次の条例の要点ですが、犬や猫の赤ちゃんは生後8週間は母親と一緒にいられるようにすることです。これにつきましては、生まれてすぐに母親と引き離すことによりまして、将来、問題行動を起こしたり、病気になりやすいなどのリスクがあることから定めたところでございます。

飼い主がいない猫に繰り返し餌を与えることは、猫がその地域に居つき、ふん尿で生活環境を悪化させるなど人に迷惑を及ぼすことがありまして、餌を与える者は生活環境を悪化させないように、猫が増えないように対策をとらなければならないと規定いたしました。

飼えなくなった犬や猫を札幌市が引き取るとき、従来は無料としておりましたが、今回の条例改正で手数料2,100円がかかることになりました。

人にも動物にも優しいまちづくりのためには動物を飼っている人も飼っていない人も協力して、条例の考え方を暮らしに根づかせる努力が必要であると考えております。

条例施行のスケジュールでございますが、附属機関の規定は、交付の日から施行し、平

成28年度より札幌市動物愛護管理推進協議会を立ち上げ、今後、概ね10年間の計画とする新たな動物愛護管理推進計画、動物愛護管理センターのあり方について、審議、検討を開始しております。

また、平成28年10月1日の全面施行までの6カ月間を周知期間としておりますが、その間、ポスター、ホームページやパンフレットを初め、広報さっぽろ9月号の特集記事の掲載、動物愛護イベントにおける条例のPRなど、さまざまな機会を通じて積極的に周知を図っているところであります。

今後とも、人と動物が幸せに暮らせるまち・さっぽろの実現に向け、市民、事業者、関係団体、行政が連携、協働できる体制を構築し、一体となって取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上、条例についてご説明させていただきました。

どうぞよろしくお願いいたします。

○松家委員長 ありがとうございます。

それでは、質疑を行います。

今、五つの点について一括して説明いただきましたけれども、ご質問やご意見はございますでしょうか。

○山田委員 最初に、がん対策推進プランについてですけれども、全体目標について、特に、真ん中に患者の苦痛の軽減、療養生活の維持、向上ということが挙げられているのですが、提言書の内容を見ますと、その辺が余り詳しく触れられていないように感じるのですけれども、素案づくりに関しては、どのような配慮をなされているのでしょうか。

○事務局（川上健康企画担当部長） 今、提言書の内容を踏まえて素案の策定をしているのですけれども、具体的にどんな施策をその分野でやっていくかということについては、今、まさに策定中でして、これから関係部局と調整しながら素案を固めていく段階であって、今の段階でどんな施策を盛り込むかは、今の段階では申し上げられません。例えば、がん患者と家族の苦痛の軽減という、部会の中でちょっと話し合われていたのは、がんにかかったときにどこに相談すればいいか、身近なところに窓口があればいいということがあります。今でも、市内のがん診療連携拠点病院の中にそういった相談窓口があるのですが、やはり、自分の住んでいる身近なところにそういった窓口が欲しいという声がありました。あとは、患者同士で語り合えるとか、がん患者を支援している団体もNPOなどいろいろありますので、そういったところの横の連携という話が部会の議論の中で出ておりました。

○松家委員長 山田委員、いかがですか。

○山田委員 この中にも在宅医療について触れられている部分があるのですけれども、在宅医療に関していえば、もちろん、がんそのものの治療も必要ですが、例えば栄養摂取ですね。これは、栄養士の関与とか、口腔内管理ということでは歯科医師の関与とか、そういう部分も含まれてくると思いますので、がんそのものの治療以外の部分にもぜひ目を向

けた提言をぜひお願いしたいと思います。

○事務局（川上健康企画担当部長） ありがとうございます。

○松家委員長 ほかにがん対策部会、何かご質問、ご意見はございますか。

全体目標が三つに分かれています。2番目、3番目が重要ではないかと思うのですが、重点施策だと上の二つ、3番目にちょっと載っているだけで、3番目のがん患者及びその家族への支援ということが一番重要だと思いますので、そういうことを考えた施策をお願いしたいと思います。

○事務局（川上健康企画担当部長） ありがとうございます。

それを踏まえて、策定をしたいと思います。

○松家委員長 産後ケア事業についてご意見、ご質問はありますか。

市では大体何名ぐらいを予想しているのでしょうか。

○事務局（請井母子保健・歯科保健担当部長） 先行して実施している横浜市の初年度の状況を基礎としております。初年度につきましては、宿泊型のご利用が約70名、日帰り型のご利用は約35名ということで予算では考えております。

ただ、事業は9月1日から始めてございますけれども、先週の月曜日の段階で、もう10件ほどのお申し込みがあったところでございまして、その後も、ある程度のご利用があるものですから、また状況を見て来年度の予算に反映していきたいと考えております。

○松家委員長 対象者に対するPRとかご案内はどんな形になりますか。

○事務局（請井母子保健・歯科保健担当部長） 対象者は、民間でやられている産後ケアと比べますと、ご利用の条件はかなり絞らせていただいています。1番は、お産を取り扱っていただく産科の医療機関ということで、入院中に事業の必要性の見極めも必要ですので、産科の医療機関とか助産所、保健センターでは個別に支援しているケースもございまして、一旦はそこで周知をいたします。一般に大々的にPRをしてミスマッチがあっても困るものですから、今はそんな形でやらせていただいております。

○松家委員長 ありがとうございます。

歯科口腔保健推進計画ということで、山田委員、8020ということですが、20は何%くらいいるのでしょうか。

○山田委員 8020運動については、平成元年から始まっていて、開始当初は7、8%という数値だったのですが、直近のデータでは約4割を超えそうな状況で、予想以上に非常に増加しているのが現在の状況です。

口腔保健推進計画ということで、中には、8020運動推進となっているのですが、今お話をしましたように、8020運動は、今のところは順調に経過しておりますが、今後、この運動の達成者を増加させていくためには、基本取り組みである虫歯や歯周病への対応が必要になってくると思います。大ざっぱに言えば、就学者に対する虫歯予防と30歳以上の歯周病予防は非常に重要になってくると思います。

先ほど、請井部長から話がありましたけれども、歯周病検診に関しては、今は大変増加

していますので、多分、今年度はもう少しいい数値になると思っております。ただ、80というのは80歳なのですが、今のところは70歳までということで、今後は、後期高齢者の歯科検診が他都市で始まっているということもございますので、この辺については、さらに推進をお願いしたいと思います。

また、今のところは10歳区切りですが、これをできるだけ狭めた間隔で行うことも重要ではないかと思っております。

特に、幼児期あるいは学童期の虫歯予防に関しまして、提言書にはフッ化物の利用ということがうたわれていますが、道の8020推進条例にもありますフッ化物洗口に関しては、今、札幌市で行われておりませんので、それに関してもさらに検討をお願いしたいと思います。

○松家委員長 高齢者の口腔ケアも重要ですね。

救急安心センターさっぽろの外国語対応について、ご質問、ご意見はございますか。

これは、産婦人科救急相談電話が移ったということですが、同じ電話番号で3者通話が可能ということですか。

○事務局（鈴木医療政策担当部長） 10月1日ですから、もう間もなく移転いたしますが、電話番号は同じになります。また、3者間通話も安心センターと同様に可能でございます。

○松家委員長 この件について、何かご質問はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○松家委員長 なければ、最後の5番目の動物愛護について、何かご質問はございますか。

マナーを守って飼うことというのが入ったので、非常にいいと思います。

10匹以上飼う場合は届け出なければいけないというのは、何か罰則があるのでしょうか。

○事務局（石田生活衛生担当部長） 罰則につきましては、パンフレットの8ページに書いております。

○松家委員長 手元に来ていませんね。

○事務局（石田生活衛生担当部長） 申しわけございませんでした。改めてご用意させていただきます。

多頭飼育の届け出をしなかった者の罰則ですが、一応、5万円以下の過料という罰則規定がございます。

それらのことを書いたパンフレットを本来はご用意するはずだったのですが、申しわけありませんでした。お送りするなりいたしますので、よろしく願いいたします。

○松家委員長 それでは、よろしく願いいたします。

五つの事業について、ご質問、ご意見はありませんか。

○山田委員 産後ケア事業について、大変いい取り組みだと思うのですが、事業の対象者について随分絞り込みがあります。これは、誰がどのように、どれくらいの日数で判断し

ているのでしょうか。

○事務局（請井母子保健・歯科保健担当部長） 産後ケア事業につきましては、平成26年度に国の施策でモデル的に始まりました。産後の育児不安を抱えている産婦への支援ということで位置づいた事業でございまして、母子保健としましても、産後の育児不安等で孤立されている産婦またはその子どもに対しての支援ということで行っています。

また、利用の日数等は、先行しております自治体の状況を見ながら、それに合わせた形で一旦置かせていただいております。

○山田委員 私の質問が悪かったと思いますが、この絞り込みをどなたが判断されているのでしょうか。

○事務局（請井母子保健・歯科保健担当部長） これは、委託している助産所に直接お申し込みをいただきまして、私どもが定めたチェックリストに基づいてその状況を把握して、一旦、結果を私ども保健所に送っていただいて、そこで利用の可否を判断しているというつくりになっております。

○山田委員 全戸訪問事業の際に、必要な方に対して産後ケアを勧めるという働きかけはしているのでしょうか。

○事務局（請井母子保健・歯科保健担当部長） 産後の新生児の全戸訪問事業のことかと思うのですが、これは、出産直後に伺うことはしていません。というのは、お産を終えられて、自宅に帰られたところで連絡を差し上げて、そこから訪問の日程を決めております。中には、そこでつかまえられるケースもございます。

また、昨年からはじめております初妊婦の訪問事業や、母子健康手帳を各区の保健センターでお渡しをしておりますが、そのときにいろいろなチェックリストをやっておりまして、その中でもこの事業の対象になるのではないかというものを把握しながら、なるべく出産後間もない時期もサービスの提供につながるようということをやっております。

新生児の訪問事業のタイミングというのは、なかなかうまくいかないケースがございますので、むしろ、その前のところで、出産後の対応をしている産後の医療機関からの情報は重要かと思っております。

○松家委員長 横並びではなくて、札幌市が1番というふうにしていただければと思います。

それでは次に、議事（2）の（仮称）さっぽろ未来医療プランの策定についてに移らせていただきます。

まず、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（鈴木医療政策担当部長） 医療政策担当部長の鈴木でございます。

本来であれば秋元市長から諮問させていただくところですが、本日は、市長は所用のため、代理として館石医務監より松家委員長に諮問書をお渡しいたします。

○館石医務監 それでは、秋元市長の諮問書を読み上げさせていただきます。

札幌市保健所運営協議会委員長松家治道様。

下記の事項について諮問いたします。

1、諮問事項。

(仮称) さっぽろ未来医療プランの策定について。

2、諮問理由。

札幌市では、平成24年3月に、将来を見据えた札幌市の目指すべき医療提供体制を明らかにするとともに、その実現に向けた施策を体系化したさっぽろ医療計画を策定しました。現行の計画は、平成24年度から平成29年度の6年間の計画期間としていることから、このたび、平成30年度を計画開始年度とする新たな計画を策定する必要があります。また、新たな計画では、現在、北海道において策定している地域医療構想を踏まえ、将来あるべき医療提供体制の実現に向けた対応など、医療を取り巻く環境の変化に基づく新たな課題に対する施策を反映した計画にする必要があります。

このような理由から、新たな計画である(仮称) さっぽろ未来医療プランの案の作成のご審議をいただきたく、ここに諮問いたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

[諮問書の手交]

○事務局(鈴木医療政策担当部長) 委員の皆様には、諮問書の写しを配付させていただきます。

○松家委員長 ただいま、諮問書をいただきました。

まず、諮問の趣旨につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局(鈴木医療政策担当部長) 本諮問の趣旨についてご説明いたします。

札幌市では、平成23年度に保健所運営協議会から計画案の答申をいただき、さっぽろ医療計画を平成24年3月に策定しました。計画策定後は、計画に基づいた事業の進捗状況を確認するとともに、平成26年度には中間評価を行うなど、PDCAによる業務管理をしながら施策を進めてまいりました。

諮問書の諮問理由にありますとおり、平成29年度中に新たな計画を策定するに当たり、現行の計画と同様、保健所運営協議会において(仮称) さっぽろ未来医療プランの計画案の作成についてご審議いただきたく諮問したものでございます。

以上でございます。

○松家委員長 ただいま、鈴木部長から諮問の趣旨について説明いただきました。

当協議会として、この諮問を受託することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○松家委員長 それでは、諮問を受けさせていただきます。

今後の検討を始めるに当たり、計画策定の考え方について説明をお願いいたします。

○事務局(鈴木医療政策担当部長) それでは、計画策定の考え方について、お手元に配付しました諮問説明資料に基づいてご説明いたします。

初めに、計画の位置づけについてでございます。

まず、現行のさっぽろ医療計画との関係についてですが、さっぽろ医療計画を策定した際、長期的目標である基本理念を市民が生涯を通して健康で安心して暮らせる社会の実現に向けた医療システムの確立と設定いたしました。（仮称）さっぽろ未来医療プランは、基本理念を実現するための現行計画に続く第2ステップとして位置づけます。

次に、札幌市総合計画との関係についてですが、札幌市では、平成25年に総合計画である札幌市まちづくり戦略ビジョンを策定しております。（仮称）さっぽろ未来医療プランは、戦略ビジョンの基本的な方向に沿って策定し、医療分野の施策を体系化かつ具体化する個別計画として位置づけることといたします。

次に、北海道医療計画との関係についてですが、医療計画は、医療法の規定に基づき、都道府県が定めるものとされており、北海道では北海道医療計画を策定しております。（仮称）さっぽろ未来医療プランは、法令において策定が義務づけられているものではありませんが、市域における課題に対応するため、札幌市が主体となって取り組みを進めていく必要があることから策定するものであり、北海道医療計画と整合性がとれたものにする必要があると考えております。

次に、（仮称）さっぽろ未来医療プランの計画期間についてですが、平成30年度から35年度までの6年間とします。この理由は、平成30年度を開始年度とする次期北海道医療計画においても計画期間が6年となること、また、本市の保健福祉施策に係る個別計画の多くが計画期間を3年または6年としていることから、これらの計画と期間の整合性を図ることとしたものです。

次に、計画の内容についてですが、計画の枠組みは、都道府県が医療計画で定めるとされている事項に準じ、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患の5疾病、救急医療、災害医療、周産期医療、小児医療の4事業及び在宅医療のそれぞれに係る医療体制の構築を中心といたします。

加えて、医療法の改正により、都道府県が策定する医療計画の一部として地域医療構想が新たに位置づけられたことから、北海道が北海道地域医療構想を今年度中に策定することになっています。（仮称）さっぽろ未来医療プランにおきましても、地域医療構想により示される2025年の医療需要推計に基づく将来のあるべき医療提供体制の実現に向けた対応を盛り込みたいと考えております。

計画策定の考え方については以上でございます。

○松家委員長 ただいまのご説明について、ご質問、ご意見等はございますか。

○金子委員 計画の位置づけのところに第1ステップの成果と課題という矢印がありますが、もしさっぽろ医療計画の成果と課題がまとまっていれば、その概要をご説明していただければと思います。

○事務局（鈴木医療政策担当部長） 成果と課題につきましては、先ほどもご説明いたしました。平成26年度に中間評価を行っております。その際に主な課題として挙げられたのは、まず、救急医療体制を安定的に維持するためには、医療人材や参画医療機関の確

保の必要がある、あるいは、救急医療の適正利用を進める必要があるということです。さらには、地域と結びついた医療の強化という観点からいきますと、在宅医療のネットワークをさらに推進していく必要があるといった課題を掲げております。また、市民の健康力、予防力の向上といった観点からは、市民が医療や健康に関する正しい知識を得る機会を拡大する必要があるといった課題を掲げております。

なお、平成29年度に最終評価をすることにしておりますので、そういった課題を踏まえた計画とする予定でございます。

○松家委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○松家委員長 なければ、今後はこの案をベースに議論していただくことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○松家委員長 次に、今後の進め方について協議したいと思います。

事務局案があればお示してください。

○事務局(鈴木医療政策担当部長) 今後の進め方について、事務局案を説明いたします。

一つ目は、計画素案の作成に当たり、現行計画と同様に、保健所運営協議会に(仮称)さっぽろ未来医療プラン策定専門委員会を設置したいと考えております。

専門委員会は、ことし10月から来年8月ごろまでに計7回程度開催し、計画素案を作成していただきます。

二つ目は、専門委員会の委員の構成については、資料の最後のスライドのとおり、関係団体等の外部委員及び札幌市行政委員で構成したいと考えております。

外部委員につきましては、本日ご承認いただいた後、各団体に委員の推薦を依頼いたします。各団体から推薦いただいた委員は、本協議会の松家委員長に承認いただいた上で札幌市長が委嘱し、事務局から皆様に文書でご報告したいと考えております。

三つ目は、計画案の答申についてですが、専門委員会で作成した計画素案を保健所運営協議会に報告し、計画素案をもとにした答申案について来年度の保健所運営協議会でご審議いただいた上で、来年9月までに札幌市長に答申していただきたいと考えております。

最後に、三つ目の計画案の答申に関連して、来年度の保健所運営協議会の開催時期が答申期限に合わせて開催できない場合は、書面での意見照会による書面会議で計画案の承認をいただくこととしたいと考えております。

ただいまご説明した今後の進め方をフローにした表をご覧ください。

先ほど、諮問を受諾いただき、計画策定の考え方について承認いただいたところです。今後の進め方についてもご承認いただいた場合、策定専門委員会を設置し、今年度から来年度にかけて計画素案を作成します。策定専門委員会から報告された計画素案は、来年度の保健所運営協議会でご審議いただき、計画案として承認していただいた後、答申していただくという流れになります。

今後の進め方についてのご説明は以上でございます。

○松家委員長 ただいま四つの提案がございました。

一つ目は、専門委員会を設置して計画素案を作成すること、二つ目は、専門委員会委員については、各団体から推薦し、本協議会委員長の承認を得た上で、市長が委嘱し、委嘱状況については事務局から協議会委員に報告すること、三つ目は、専門委員会で作成した計画素案をもとに本協議会で答申案を審議し、来年9月までに答申すること、四つ目は、来年度の本協議会の開催時期が答申期限と合わなかった場合は書面会議により承認を受けるといことです。

当協議会では、このように進めることでよろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○松家委員長 ありがとうございます。

答申期限と合わない場合はあるのですか。

○事務局(鈴木医療政策担当部長) 来年9月が期限ですので、9月前に協議会を開催していただければ大丈夫です。

○松家委員長 みんなが忙しくて合わなければ、そうなるということですね。

○事務局(鈴木医療政策担当部長) はい。

○山部委員 今、専門委員会の構成のところを見せていただきましたが、栄養士が入っていません。医療の面でも食や栄養は非常に大事だと考えていますが、ここに入らないのに何か理由があるのですか。できれば入れていただきたいと思います。

○事務局(鈴木医療政策担当部長) それでは、検討させていただきます。

○松家委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○松家委員長 なければ、きょうの議事は全て終わりました。

それでは、会議の進行を事務局にお返しいたします。

○事務局(江連健康企画課長) 松家委員長、委員の皆様、大変ありがとうございました。

本日の会議録は、後日、皆様に送付させていただきますので、ご査収ください。

6. 閉 会

○事務局(江連健康企画課長) それでは、以上をもちまして、平成28年度札幌市保健所運営協議会を閉会いたします。

ありがとうございました。

以 上